

四日市市宮妻峽キャンプ場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 28 号

四日市市宮妻峽キャンプ場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市宮妻峽キャンプ場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、自然と親しむ健全な憩いの場を市民に提供することにより、市民の健康の増進を図り、もって市民福祉の向上に寄与するため、四日市市宮妻峽キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を四日市市水沢町 22 番地に設置する。

(使用の許可)

第 3 条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときはキャンプ場の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 商業宣伝、物品販売その他これらに類する目的で使用するとき。

(3) キャンプ場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(4) 設置の目的に反するおそれがあるとき。

(5) その他施設等の管理上支障があるとき。

(使用料)

第 5 条 キャンプ場の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める使用料の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額を上限と

する。

(使用料の減免)

第6条 市長は、別に定める基準に従い、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外にキャンプ場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他キャンプ場の管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第10条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、キャンプ場への入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められた者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
- (3) その他キャンプ場の管理上支障があると認められた者

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第9条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設等を原

状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の代行等)

第14条 市長は、キャンプ場を管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にキャンプ場を管理しなければならない。

- (1) 第3条に規定する使用許可、第9条に規定する使用許可の取消し、第10条に規定する特別の設備の設置許可その他使用許可に関する業務

- (2) 第5条に規定する使用料の徴収、第6条に規定する使用料の減免、第7条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務

- (3) 維持管理に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関して市長が必要と認めた業務

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで、第9条から第13条まで、第14条、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「別に市長が定める基準に従い、指定管理者」と、同条第2項中「別表第1及び別表第2に定める額を上限」とあるのは「別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別に定める基準に従い」とあるのは「別に市長が定める基準に従い」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「市及び

指定管理者」と、第10条、第11条及び第12条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 キャンプ場に関し必要な手続その他の行為は、前項に規定する日前においても行うことができる。

別表第1 (第5条関係)

西エリア

区分	単位	使用料の上限金額 (円)
オートキャンプサイト	1 サイト	10,000
フリーサイト	1 サイト	4,000
ブッシュキャンプサイト	1 人	2,000
ドッグラン	1 匹	1,000
駐車場	1 台	2,000
その他市長が定める附属設備	種類又は品目ごとに1,000円の範囲内で別に規則で定める額	

別表第2 (第5条関係)

東エリア

区分	単位	使用料の上限金額 (円)
駐車場	1 台につき 1 回	2,000

その他市長が定める附属 設備	種類又は品目ごとに1,000円の範囲内で別に規 則で定める額
-------------------	-----------------------------------

(シティプロモーション部観光交流課)